

# 幼兒の美的陶冶

帝國大學助教授 阿 部 重 孝

一

近頃になつて藝術教育といふことがやかましく論せられるやうになつて來ましたが、その所謂藝術教育といふのは、多くの場合比較的年長の兒童に就いていはれることでありまして、幼兒に就いての研究は甚だ幼稚のやうに思はれます。従つて纏まつたことを申上げることは、私としては不可能であります

が、二三心に浮ぶまゝを記してみようと思ひます。

一般に藝術教育といふ場合には、その所謂藝術なるものは大人の立場からいふ藝術であります。そして大人の立場からいふ所の藝術にまで兒童を導くといふことが、藝術教育の一つの重要な目的と見做されてゐるのであります。尤もこういふ見解には多少の異論がありませう。即ち藝術に關する大人の見解を兒童に強ゆることは正當でないといふ論もありませうが、暫く之を問題外として、一般の見解に従ひますと、斯くの如き藝術的陶冶は先づ兒童室から

始められねばならないといふ要求が起つて参ります。併し乍ら、このことは兒童をして早くから藝術的活動をなさしめねばならぬといふことを要求するものではありません。唯早くから藝術に至る準備をなさしめることが、望ましいことであるといふのであります。

凡そ兒童の生活に於て經驗した所は、一つとして兒童の後の生活に對して意義を有たぬものはありません。道徳的品性が之に適應せる環境に於てのみ發達し得ると同じやうに、藝術心の發達にも之に適切なる環境が必要であります。趣味は吾々の美的良心であります。人は道徳的態度に慣らされると同じやうに、美的態度にも慣されねばなりません。それではありますから、兒童が成育して行く環境即ち彼等の居室の内外の設備は、彼等の趣味の陶冶に重大な意義をもつものであります。この意味から、藝術的陶冶は兒童室から始まらねばならないといはれるので

あります。

と申しましても、凡ての児童が必ず児童室をもたねばならぬと要求するものではありません。凡ての児童がよい児童室をもつことは理想としては許されましても、現實の社會事情は決して之を許してくれません。それですから、吾々は児童の父兄が出来る範圍の内に於て、児童の環境を美的に整頓してやることを以て満足しなければなりません。又たゞひ児童の爲めに児童室が與へられる場合でも、最も悪い室を児童室に選ぶといふことは、全然誤った見解であります。それと同時に、児童室に多大の費用をかけて、それが爲めに贅澤に陥るやうなことがあれば、それも誤った方法であります。児童室は何も貴い藝術品を以て飾り付ける必要はありません。純潔で強固で児童の生活に適してゐるものであれば、それで澤山であります。併し乍ら、壁に二三枚の美しい繪をかけることは、最も望ましい事柄であります。なぜなれば、児童の眼は之によつて、無意識の中に陶冶されるからであります。但し餘り多くの繪をかけることゝ間に合せ物をかけることゝは戒めねばなりません。児童室に於ける器具は單純なものがよい、

そして有害でない範圍内に於て、之に色彩を施すことも好ましいことであります。壁の色や器具の色や壁にかけた繪の色や敷物の色などが、よく調和してゐるならば、それが児童の色彩感覺の發達に功のあるのは勿論であります。

## 二

次に問題になるのは繪本であります。繪本は大人が児童に與へるものゝ中で、最も重要な藝術品であると主張する人のある如く、児童の藝術心の陶冶には必要なる方便であります。嫌らしき内容や生氣のない色取りや或ひは毒々しき色取りのしてある非藝術的の繪本は、先づ吾々の家屋から驅逐せられねばなりません。劣悪なる繪本が児童を害する事の多いのは今更論ずるまでもありません。それですから、児童に與へる繪本は完全なる藝術品でなければなりません。即ち一つゝの繪が藝術的であるといふばかりでなく、繪本が全體として立派な藝術品でなければなりません。この場合、描畫が單純で明瞭なことゝ色彩の鮮明であることゝは、頗る重要な條件であります。更にその繪本は児童を眞に愛し児童と共に遊び得るやうな藝術家の手によつて、統一

的に作られたものでなければなりません。

こういふ見解からすると、安心して児童に與へることの出来るやうな繪本が、我が國に殊に少いことをなげかはしく思ひます。そしてそれと同時に、繪

本の選擇に關して父兄に重大な責任のあることを感せしにはゐられません。なせなれば、自然のまゝに放任された児童におきましては、繪本の形式的の美よりも寧ろその内容に多くの興味をもつものであります。従つて児童の好んで選擇する繪本は、必ずしも藝術的の繪本ではありません。我が國に非藝術的の繪本の餘りに多數であるのは、一つは繪本の選擇が多くの場合児童に委ねられてゐる結果ではありますまい。何れにせよ、繪本によつて美的陶冶をしようといふ場合には、父兄の細心なる注意が必要であると思ひます。

既に一つの繪本を選択して之を児童に與へた以上は、父兄は児童と共に之をみなければなりません。そして一つのページをみた後で、その事物の配列及び、色彩に關して問ひを出して、児童をして記憶によつて之に答へさせるのはよい練習であるといはれてゐます。併し乍ら、その場合美や醜の何たるかを

児童に教へようとすることは、決して策の得たるものではありません。なぜなれば、それ等のことに関しては、児童は興味も理解ももたぬからであります。

### 三

児童をして早くから自然に親しませることも、美的陶冶の上からみて、重要なことであります。自然に就いて見ることを學ばせることは、藝術教育の豫件であります。又その最初の段階であります。自然は永遠に新鮮なる汲めどもつきることなき藝術の源泉であります。そして凡ての藝術家は皆この泉を汲むのであります。それですから、自然と児童との間の親しみは、後々に於ける児童と藝術との間の關係に対する最善の基礎を與へるものであります。即ち自然に就いて多くの記憶心像を有つてゐる者は、藝術を理解し、自然の美しさを藝術品の中に於て再び経験するといふことが、他に比して一層容易になるのであります。併し乍ら、児童は未だ全體の景色の美しさを感じする眼をもちません即ち、最初は寧ろ個々の物に對して、精密の觀察を行はせるがよいといはれてゐます。それが爲めには、父兄は児童を散歩に連れ出して、早くからこの點に注意させることが出

來るのであります。殊に大都會の小供は往々にしてその感覺が鈍り勝でありますから、先づ自然に就いて、形と色とに關する感覺を覺醒させることが、彼等を藝術に導く豫件として極めて重要なことになります。

かういふ風に考へて參りますと、幼兒の美的陶冶に就いて尙多くのことが考へられます。例へば、児童の生活に於て重要な部分を占めてゐる遊戯は、美的陶冶の方面からみて重要な問題であります。又遊戯と關連して玩具も亦當然問題としなければなりません。又更に進みましては、幼稚園に於けるお細工や唱歌やダンス等にも及ぶべきであります。それ等の問題は後日に譲り度いと思ひます。

○ 法律はなほ胃の腑の如し。痛むときだけ其の存在が認められる。と謂ふた學者がある。

○ 「すべてを理解するとは、すべてを許すことである。」

之はマダム・ド・スタエルの語。

「吾人が或物を理解したとき、吾人はそれを非難する事が出來ない。」

之はゲーテの語。

○ 誰やらの書いたもの、中に、田舎の小供が東京へ来て、東京はつまらない。と云たといふ事が書いてあつた。何故かと聞いたら。東京には鯉が居ないからと云た。看屋から鯉を取り寄せて娘にのせて見せたら、そんなものは鯉ではないと云たとやら。まことに其の小供の意味する鯉には、青い森、赤い鳥居、清らかな流れ、白い小石が附いて居なければならぬのである。其の鯉といふ言葉には、複雑な背景が豫定されて居るのである。大人は其の背景を知らないので、娘の上の鯉も亦鯉に非ずやなどと云ふのである。

||「心の花」法律家の手帖からより||